

公益財団法人身体教育医学研究所退職金規程

公益財団法人身体教育医学研究所
規 程 第 8 号

(退職金)

第1条 職員が退職した場合に支給する退職金の基準を定めるものとする。

(支給基準)

第2条 職員の勤続年数および退職の事由により区分の別表に定める支給率に退職日の基本給を乗じた金額を退職金として支給する。

2 次の各号の一つに該当した場合、退職金の一部を減額、又は全額を支給しない。なお、すでに退職金が支給されている場合、その全部または一部の返還を請求することができる。

- (1) 懲戒解雇にされたとき
- (2) 論旨解雇にされたとき
- (3) 退職後において、在籍中の行為に懲戒解雇ないし論旨解雇に相当する行為が発覚したとき

(勤続年数の計算方法)

第3条 退職時における勤続年数は、次の各号の通りとする。

- (1) 勤続年数は、入社から退職日までとする
- (2) 勤続年数に1年未満の端数が生じた場合は、月割で計算し1ヵ月未満の端数は1ヵ月とする

2 休職期間または特別の事由により勤続を中断された期間はこれを勤続年数に算入する。ただし、次の各号に該当する期間については、勤続年数に算入しない。

- (1) 自己都合による休職期間
- (2) 公務外の事由による傷病での休職期間

(共済契約の締結)

第4条 法人は退職金の資金を確保するため、正規職員の採用時に独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下「機構・中退共」という。）との間に退職金共済契約を締結する。

- 2 退職金共済契約の掛金月額は、20,000円とする。
- 3 共済契約に基づき支払われる退職金は、当規程に定める退職金の額を支払う資金の全額または一部とする。

(退職金の支払方法)

第5条 退職金のうち、共済契約により機構・中退共から支払われる退職金については、法人より職員（職員が死亡したときはその遺族）に交付する退職金共済手帳により、職員（職員が死亡したときはその遺族）が機構・中退共に請求し、直接支給を受けるものとする。

2 別表により算出される退職金に対し、第1項に加え、法人から支給すべき退職金がある場合は、退職日以降1ヶ月以内に、給与の支給方法に準じて支給するものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、職員代表と協議のうえ改廃することができる。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年2月23日から施行する。